

幼稚園

保育士の経験による場合		※R7.3.31までの時限特例		(法附則第18項)	
基礎資格 【施行規則附則第10項 第2欄】	2種	指定保育士養成施設を卒業していること又は保育士試験に合格していること。			
	1種	学士の学位を有することかつ、指定保育士養成施設を卒業していること又は保育士試験に合格していること。			
修得機関	幼稚園教職課程のある大学・短期大学	○	放送大学	△	認定講習 △
在職年数 【施行規則附則第10項 第3欄】	<p>①幼稚園（専ら幼児の保育に従事する職員）、または保育所に勤務する保育士として3年以上（勤務時間の合計が4,320時間以上の場合に限る）の良好な成績で勤務した旨の証明がある。</p> <p>【新特例の適用】※R5.4.1～R7.3.31の申請に限る ・①に加えて、幼保連携型認定こども園での保育教諭として2年以上（勤務時間の合計が2,880時間以上の場合に限る）の良好な成績で勤務した旨の証明がある。</p> <p>※上記は、いずれも、休職、産前産後休暇、育児休業、病気休暇、組合専従の期間を除く。</p> <p>■本特例の対象となる施設（認可保育所等）は、HPで確認</p>				
最低修得単位数 【施行規則附則第10項 備考第2号】		①	新特例	備考	
	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		8	6	
	保育内容の指導法に関する科目		2	1	新特例適用の場合は、単位軽減
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術			
			1	—	新特例適用の場合は、単位修得不要
	教育の基礎的理解に関する科目		2	2	
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		2	2	日本国憲法の内容（第26条 教育を受ける権利）を含む	
教育課程の意義及び編成の方法		1	1		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・修得単位は、基礎資格取得前のものも使用することができる（施行規則第10項備考第3号） ・期限付き特例制度であるため、令和7年3月31日までに申請しなければならない。 ・新特例の適用は、令和5年4月1日から令和7年3月31日の申請に限る。 ・有効期間満了等により失効した場合、令和7年4月1日以降は本特例による再授与は不可。 				
手数料	5,000円<岐阜県収入証紙>				